

ひろしま労働

「ひろしましごと館」は、みなさまの多様な「働く」を応援します。
「ひろしましごと館」は、全世代の就業や社会貢献活動を幅広くサポートします。4階の「ひろしまジョブプラザ」では、来館者との面談によりニーズ、資格等を把握し、情報提供などの就業支援を行うとともに、館内施設の総合的な利用案内を行っています。

5月号
2009年
No. 376



目次

- 平成21年度広島県商工労働施策の概要 2
- 両立支援企業応援コーナー 4
- 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度 4
- 広島県仕事と家庭の両立支援資金・次世代育成支援に係る情報提供 5
- 労働相談コーナー 6
- 広島 ワーク・ライフ・バランス行動指針について 8
- 外国人労働者を雇用する事業主の皆様へ 9
- 広島県雇用対策特別資金 10
- 広島県の主要労働経済指標 11
- 求人開拓員が地域の企業をお訪ねします 12

わーくわくネット
ひろしま

ワンストップ雇用労働情報提供システム

「ひろしま労働」は、広島県商工労働局のホームページ「わーくわくネットひろしま (<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>)」にも掲載しておりますので、併せてご覧ください。

平成21年度 広島県商工労働施策の概要 (労働関係重点施策)

平成21年度の商工労働局施策は、次の視点で重点化を図っています。

- | | |
|------------------|------------------------------|
| ① 経済・雇用情勢の悪化への対応 | ⇒ 緊急経済・雇用対策の推進 |
| ② 次世代産業の育成 | ⇒ 次世代育成産業の育成
⇒ 基幹産業の持続的発展 |
| ③ 産業人材の育成・確保 | ⇒ 産業を支える人づくり |

このうち、労働関係の重点事業のうち新規事業を中心に紹介します。

1 緊急経済・雇用対策の推進

(1) 基金を活用した雇用対策の展開【新規】

ア 緊急雇用対策基金事業【新規】

国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく「緊急雇用対策基金」を活用し、次の雇用へのつなごの雇用・就業機会の創出を図る。(基金の有効期間：3年以内)

イ 雇用創出基金事業(市町事業)【新規】

国のふるさと雇用再生特別交付金に基づく「雇用創出基金」を活用し、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業に対し助成することにより、安定的な雇用・就業機会の創出を図る。(実施期間：1年以上3年以内)

(2) 緊急未就職者訓練事業等の実施【拡充】

離転職者等の早期再就職を促進するため、高等技術専門校での施設内訓練に加え、民間教育訓練機関等への委託による介護・情報技術(IT)分野等の職業訓練を過去最大規模で実施する。

事業名	緊急未就職者訓練事業	緊急技能講習等資格取得事業	緊急雇用対策訓練事業
訓練対象	離転職者等 1,052 名	倒産又は解雇等離職者 60 名	介護分野へ希望離職者 40 名
訓練内容	情報技術(IT)、介護等	フォークリフト運転等の資格取得	訪問介護員養成研修 2 級
訓練期間	3 ヶ月から 2 年	15 日程度	平成 21 年 4 月～6 月

2 若年者・高齢者の就業支援

ひろしましごと館運営事業【一部新規】

運 営	広島県、広島労働局、(独)雇用・能力開発機構広島センター、(社)広島県雇用開発協会
設置場所	ひろしましごと館(広島市中区八丁堀 16-14 第二広電ビル内)
業務内容	〔県が設置する「ひろしまジョブプラザ」における事業内容〕 ○ 全世代への就業支援 ・ 求人開拓員の配置(広島、福山を拠点に県内企業の求人ニーズを把握)【新規】 ・ ひろしまジョブサイトの運営 ・ 非正規労働者、離職者等に対する就業支援 ・ 若年者に対する就業支援 ・ シニア・ミドルに対する多様な働き方支援 ・ U・Iターン就職希望者に対する就業支援 ○ 一日しごと館等の開催

3 男女がともに働きやすい環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 両立支援ワンストップサービス事業【一部新規】

窓 口	両立支援企業応援コーナー(県庁東館3階 労働福祉課内)
業務内容	・ 企業への広報(一般事業主行動計画策定・実施の周知) ・ 一般事業主行動計画策定支援(企業へのアドバイス・経済団体等との勉強会) ・ 一般事業主行動計画実施支援(仕事と家庭の両立支援資金の利用促進等) ・ 企業情報の発信(一般事業主行動計画策定企業の登録・ホームページでの紹介等)

(2) 女性の再就職支援事業【一部新規】

出産・育児などで離職し、再就職を希望する女性を支援するため、合同就職面接会を開催するとともに、在宅就業を支援するセミナー・就業体験を実施する。

(3) ワーク・ライフ・バランス推進事業【新規】

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及推進に向けて、11月23日を「ワーク・ライフ・バランスの日」、11月を「ワーク・ライフ・バランス強調月間」とし、広報等のキャンペーンを行う。

4 障害者の就業支援

(1) 障害者の雇用促進事業

障害者の職場定着支援のため、障害者を支援するジョブサポーターの養成研修・派遣事業を実施する。

(2) 障害者雇用・就業促進事業

求職中の障害者と事業主が一堂に会して直接面談する合同面接会の開催や、障害者雇用啓発資料の作成・配布、障害者を積極的に雇用している事業所の表彰・周知を行う。

5 企業が求める人材を育成する職業能力開発

本県産業の持続的な発展を目指し、将来を担う技能者等を推進するため、技術短期大学校、高等技術専門校及び障害者職業能力開発校の施設内における職業訓練に加え、民間教育訓練機関等を活用した機動的な訓練委託などにより、多様な職業能力開発機会の確保・創出を図る。

6 雇用労働情報提供・相談等の実施

(1) ワンストップ雇用労働情報提供システム運用管理

(2) 労働相談コーナー(広島、福山)による一般労働相談、弁護士相談

7 技術・技能人材の育成・確保

(1) 広島県高度産業人材育成事業【一部新規】

県内企業による成長産業分野への新事業展開を促進するため、技術開発力を備えた高度産業人材を育成する先導的な研修プログラムを産学官連携体制で開発し、県内教育訓練機関や県内大学へ導入する仕組みづくりを行う。

(2) ものづくりインターンシップ事業【新規】

県内ものづくり企業の技術者や開発担当者による「研究・技術開発の最前線」に関する講義とインターンシップを組み合わせた講座を広島大学に開設し、県内理工系大学に遠隔送信することにより、県内理工系学生の県内企業への就職を促進する。

(2) IT人材確保・育成コンソーシアム事業【新規】

県内情報サービス企業と情報系学部を有する大学がコンソーシアムを形成し、IT分野の高度技術者の育成を図るため、大学の社会人向け講座「企業人材スキル向上カリキュラム」を構築すること等により、産学が連携した企業人材の育成・確保を促進する。

8 技能の円滑な伝承

(1) ひろしまマイスターの選定

機械・金属系製造業等知事が定める職種において、技能の継承・発展に資する活動に従事できる技能者を募集・審査し、卓越した技能者の中で特に優れた者を「ひろしまマイスター」として知事が認定する。
(認定時期：7月中旬、認定者数：5名程度)

(2) 技能尊重気運醸成事業

ひろしまマイスター等、高度熟練技能者の優れた技能や指導力を活用して、技能系団体や教育委員会と連携し、技能体験型イベント「ひろしま技能フェア」やこども技能塾を実施する。

両立支援企業応援コーナーをご利用ください

少子化に伴い労働力が減少する中、より良い人材の確保・定着を図るため、企業においては、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりに取り組むことが重要となっています。

広島県では、行動計画(※1)を策定して両立支援に取り組む企業を応援する窓口を設けています。

行動計画の策定や実施についてのアドバイス、仕事と家庭の両立支援資金(県費預託融資制度)、助成金などの情報提供を行っていますので、是非ご利用ください。

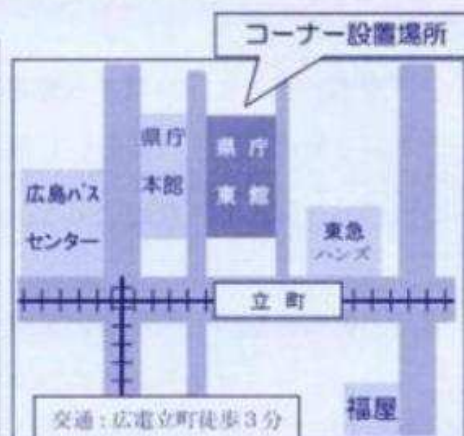
◆ 企業などに出向いてのご相談にも応じています。

※1 行動計画・・・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員301人以上の企業は行動計画の策定・届出が義務付けられており、
300人以下の企業は努力義務とされています。

なお、平成23年4月からは、行動計画の策定・届出義務が従業員101人以上の企業に拡大されます。

名 称	両立支援企業応援コーナー
場 所	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁東館 3 階 労働福祉課内
電 話	082 (513) 3419
Eメール	syoroudou@pref.hiroshima.lg.jp
F A X	082 (222) 5521
業務時間	8:30~17:30
休 日	土、日、休・祝日、年末年始



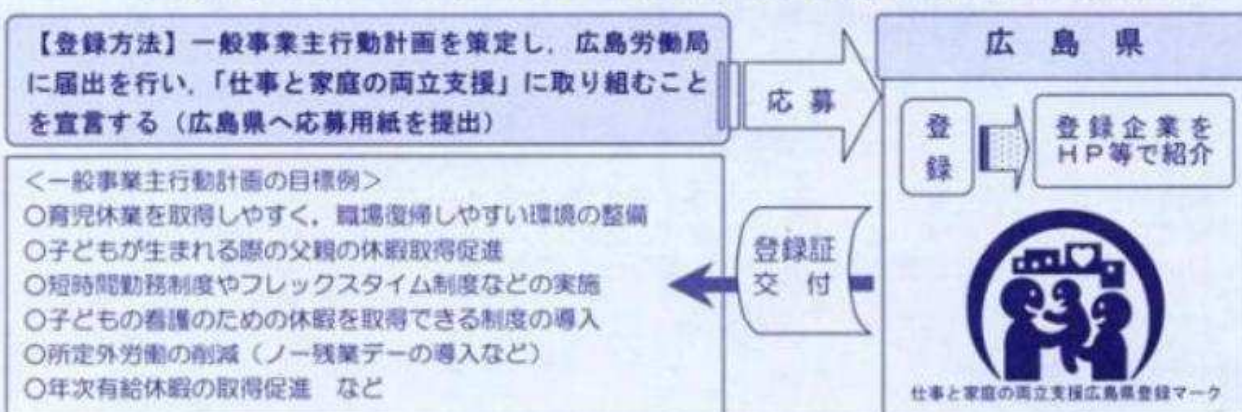
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度

登録企業募集中!!

一般事業主行動計画を策定し、「仕事と家庭の両立支援」に取り組むことを宣言された企業を県が登録する制度です。登録企業には、登録証を交付するとともに、県の次世代育成支援ホームページ(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/jisedai/>)などで企業の取組内容を紹介します。

★ 両立支援の取組をPRして

企業のイメージアップや優秀な人材の確保 定着を!



★ 登録企業 平成21年3月末現在 275 社

広島県仕事と家庭の両立支援資金（県費預託融資制度）

融資対象を拡大!!

一般事業主行動計画を実施するためにご利用ください

行動計画に基づき、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりに取り組む中小企業者（※2）等に対して、計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金を低利で融資する制度です。

項 目	内 容			
融 資 対 象	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、かつ、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録し、計画を実行するために、次のいずれかの事業を行う中小企業者及び組合等			
	ア 事業所内託児施設の新設・増改築 イ 事業所内託児施設の運営 ウ 育児休業者の代替要員の確保 エ 育児休業者の復帰を支援するための事業 (パソコン整備、就業規則等の整備、教育訓練等) オ <u>所定外労働の削減、休暇の取得促進等を進めるための業務の効率化</u> (機械化、情報化、設備改良、新機種への更新等) カ その他、一般事業主行動計画を実施するための事業			
資 金 使 途	運転資金、設備資金	融資限度額	7,000万円	
融 資 期 間	運転資金：5年以内（据置期間1年以内） 設備資金：10年以内（据置期間3年以内）			
貸 出 利 率	変動金利（保証付き）	変動金利（保証なし）	固定金利（保証付き）	固定金利（保証なし）
	1.47%	1.77%	1.67%	1.97%

融資対象の拡大項目です。

注：上記の利率は、平成21年4月1日現在の利率であり、利率は金融情勢によって変動します。

融資対象の拡大項目です。

注：上記の利率は、平成21年4月1日現在の利率であり、利率は金融情勢によって変動します。

※2 中小企業者・・・資本金又は従業員数のどちらかが、次表に該当する企業

区 分	資本金	従業員数
製造業等（運輸業・建設業・鉱業等を含む）	3億円以下	300人以下
商 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

次世代育成支援に係る情報提供



☆子育て情報などを満載しています！☆

広島県次世代育成支援ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/jisedai/>

- ・両立支援企業応援コーナーのご案内
- ・仕事と家庭の両立支援企業登録制度（登録手続の説明、登録企業の紹介など）
- ・仕事と家庭の両立支援資金のご案内
- ・両立支援に関する勉強会
- ・子育て情報
- ・子どもの安心・安全情報 など

◆ 仕事と家庭の両立についてのお問い合わせ先 ◆

広島県 商工労働局 労働福祉課 TEL：082-513-3419（ダイヤルイン）

労働相談コーナー

【今回のテーマ】 試用期間経過後に採用を拒否できるか

【質問】

ある会社に採用となり、6か月間の試用期間が満了しましたが、採用は遠慮すると言われました。特に何の話もなかったのに、当然、採用になると思っていたのですが、納得いきません。

【回答】

- 1 試用期間を経過し、本採用しないという意思表示もなかったのであれば、当然に本採用となります。
- 2 解雇については、労使関係における弱者である労働者に深刻な影響を与えることから、強い法的規制、実体的規制がかけられています。

《試用期間とは》

試用期間が何であるかはケースによって異なりますが、判例は、通常の試用期間については、「解約権留保付労働契約」であると考えています（三菱樹脂事件・最高裁判決 昭48、12、12）。何やら難しげですが、最大のポイントは「労働契約」という用語にあり、試用期間は既に本契約であるというところにあります。具体的な職業能力に関しては白紙の学生・生徒を採用し、入社後のOJTを中心に長時間かけて必要な職業能力を養成していくという日本の雇用システムの下では、短い試用期間中に具体的な職業能力を評価し本採用にするかどうかを決めることは無理であって、試用期間を本採用後とはまったく別のテスト期間などと位置づけることはできないと考えるのです。

《期間満了後の採用拒否》

もっとも、大雑把な評価しかできないとはいえ、試用期間が採用した労働者の能力・適性などを評価するテスト期間であることは完全には否定できませんから、この間の解雇は通常の解雇より広範な範囲で自由が認められています。もちろん、まったく自由というのではなく、解雇に準じた規制が加えられています（三菱樹脂事件・最高裁判決 昭48、12、12）。

しかし、試用期間が満了した場合には、本採用にしないという意思表示がなければ当然に本採用となるのが一般的です。したがって、御相談のケースでは、基本的には本採用と同じとなり、本採用の拒否は解雇ということになり、労働契約法では、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利の濫用として無効となります。（第16条）

＜試用期間の延長＞

試用期間の延長は、就業規則などでその事由・期間などが定められていない限り、認められません。試用期間中は、通常の場合に比べて解雇の自由が広く認められるなど、労働者の地位は不安定ですから、使用者が自由にこれを延長することは許されないものです。もっとも、試用期間終了時点で、適格性に欠け本来なら本採用拒否ができるところ、再度チャンスを与えるために試用期間を延長することは、労働者の利益になりますので、認めてよいと考えます（雅叙園観光事件・東京地判昭60.11.20参照）。

＜こんな対応を！＞

まず、解雇の理由を確認し、納得できない場合は、本採用とするよう、会社側に求めましょう。

「広島県労働相談コーナー」をご利用ください。

- 広島県では、県内2箇所の『広島県労働相談コーナー』で、賃金や労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、労働相談員による一般労働相談を行っています。
- また、一般労働相談のうち、法律問題や法的な対応が必要なものについては、弁護士による特別労働相談も行っています。
- 費用は無料。秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

名 称 所 在 地	広島県労働相談コーナーひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町 10-52)	広島県労働相談コーナーふくやま 福山庁舎第2庁舎 1 階 (福山市三吉町 1-1-1)
内 容		
一 般 労 働 相 談	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 TEL 0120-570-207	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 TEL 0120-570-237
特別労働相談(弁護士相談)	第3水曜日 13:00～15:00 TEL 0120-570-207 ☆ 一般労働相談で受け付けた後、 予約を受け付けます。	第3木曜日 13:00～15:00 TEL 0120-570-237 ☆ 一般労働相談で受け付けた後、 予約を受け付けます。
※ 予約制		

(注) 休祝日と年末年始(平成21年12月29日～平成22年1月3日)は、休みです。

広島県労働相談コーナーについては、広島県商工労働局労働福祉課(TEL082-513-3411)にお問い合わせください。

広島 ワーク・ライフ・バランス行動指針について



広島県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、県民全体の理解を促進し、その実現に向けた気運の醸成を図るため、平成20年6月に連合広島、広島県経営者協会、広島労働局、広島県による四者宣言を行いました。

これを受け、広島 仕事と生活の調和推進会議においてワーク・ライフ・バランスのための具体的手法を盛り込んだ「行動指針」の策定及び好事例の収集・取りまとめが行われました。

ワーク・ライフ・バランスとは

「ワーク・ライフ・バランス」とは、子育て期の女性に限らず、男性も女性も、老いも若きも、子育てを含め介護、地域活動、自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状況です。

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは増えます。

しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると言えます。

それを解決する取組が、ワーク・ライフ・バランスの実現です。

なぜ今、ワーク・ライフ・バランスなのか

少子高齢化・人口減少時代を迎え、これまでの働き方では、個人、企業・組織、社会全体が持続可能でなくなります。

(1) 個人

- 仕事、家庭、地域等へのかかわり方の変化
- 子育て、介護を始め、仕事以外の活動の必要性の増加
- 自己啓発を行う時間の確保も困難
- メンタルヘルス対策
- ⇒ 希望するバランスの実現が必要

(2) 社会全体

- 労働力の減少が本格化
- 多様な人材の能力発揮や、一人ひとりの生産性の高い働き方が必要
- 少子高齢化、家族形態の変化、地域社会のつながりの希薄化などが進展する中で、子育て・介護・地域活動などへのかかわりの重要性が増加
- ⇒ 社会の安寧と経済社会の活力向上のために必要

(3) 個々の企業・組織

- ・ 人材の確保をめぐる競争の激化
- ・ 労働者の人生の各段階（若年層、子育て期、介護期、高齢期）に応じた就業環境を提供することが必要
- ・ 労働者の意欲や満足度を高めることで優秀な人材を確保し定着させることが必要
- ⇒ 多様な人材を生かして競争力を強化するために必要



ワーク・ライフ・バランス推進は「明日への投資」

- 多様で有能な人材の獲得や定着が可能となります。
- 労働者の満足度、仕事への意欲が高まることなどにより、生産性が向上します。
- 仕事の進め方が合理的に見直されて無駄な仕事が削減され、効率が高まります。
- 多様な人材の能力を生かすことで、様々なニーズや環境変化に対応できるようになります。

この行動指針の詳細は、広島労働局のホームページでご覧いただけます。

(http://www.hiroroudoukyoku.go.jp/05/contents/pdf/worklifebalance_koudoushishin.pdf)

ワーク・ライフ・バランスに関する情報（次のホームページをご覧ください）

広島県商工労働局（わーくわくネット広島） <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/docs/6072/C6072.html>

広島労働局 <http://www.hiroroudoukyoku.go.jp/>

内閣府 <http://www8.cao.go.jp/wlb/index.html>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/sigoto/seikatu/index.html>

＜広島県からのお願いです＞

外国人労働者を雇用する事業主の皆様へ

広島県内で雇用される外国人労働者数は 13,196 人、うち派遣・請負事業を行っている事業所で就労する外国人労働者は 4,346 人で全体の 32.9%を占めており、多くの外国人労働者は不安定な雇用形態にあります。＊

また、外国人労働者は、日本語能力が不足したり日本の雇用慣行が不案内であったりするため、再就職が極めて厳しい状況にあります。

1 このため、外国人労働者を雇用する事業主の方は

雇用の安定に努めていただくようお願いします
やむを得ず解雇等を行う場合は 再就職の支援に取り組んでください

- 安易な解雇等を行わないようにしてください。
- やむを得ず解雇等を行う場合は、再就職を希望する者に対して、関連企業へのあっせん、教育訓練等の実施・受講あっせん、求人情報の提供など、外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助に努めてください。

労働保険・社会保険について 適切な手続・必要な援助を行ってください

労働・社会保険は外国人労働者にも等しく適用されます。

- 労働・社会保険への加入は事業主の義務です。
- 離職の際は、離職票の交付手続やハローワークの案内など必要な援助をしてください。

2 雇用維持のために、外国人に日本語教育や職業訓練を行い、雇用を維持しつつスキルアップを図る助成金制度や融資制度の支援策もあります。

中小企業緊急雇用安定助成金・雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するものです。詳しくは、広島労働局にお問い合わせください。

なお、県では、この受給企業に対して運転資金を融資する制度を平成 20 年 1 月に創設しました。詳しくは、10ページをご覧ください。

外国人研修生・技能実習生についても、当初の研修・技能実習計画を全うして帰国することができるよう最善の努力をお願いします。

※厚生労働省発表平成21年1月16日「外国人雇用状況の届出状況平成20年10月末現在について」より

雇用対策特別資金

一県費預託融資制度のご案内一

世界的な景気後退の影響を受けて、経済・雇用環境が悪化する中、雇用の維持・拡大を行う中小企業者に対して、次のとおり融資制度を創設しました。

- ◆ 融資対象 雇用の維持・拡大を行う中小企業者で、現在雇用している社員を解雇せず、次のいずれかの要件を満たす者
 - ① 雇用の維持を図る者（雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の受給企業とする）
 - ※ 助成金の支給申請書を労働局に提出した段階で融資の申し込みが可能となります。後日、受給の確認を行います。
 - ② 非正社員から正社員へ転換を図る者
 - ③ 正社員を新たに雇用する者
 - ④ 1年以上の有期契約社員を新たに2名以上雇用する者
- ◆ 資金使途 運転資金
- ◆ 融資限度額 中小企業者 2,000万円以内
- ◆ 融資期間 7年以内（据置期間1年以内）
- ◆ 貸出利率 変動金利 （保証付）1.22% （保証無）1.52%
固定金利 （保証付）1.42% （保証無）1.72%
 - ※ 平成21年4月1日適用の金利であり、今後の金融情勢により変動する。
- ◆ 信用保証 原則として広島県信用保証協会の保証付きとする。
- ◆ その他 返済方法、担保、保証人等は、取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
- ◆ 取扱金融機関 商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、
- ◆ 取扱期間 平成21年4月1日～22年3月31日
- ◆ 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、取扱金融機関に2部提出する。（申込用紙は金融機関に設置している他、県のホームページからダウンロードが可能。）
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1232006953218/index.html>

制度の詳細については…

【こちらにお問い合わせください】

広島県 商工労働局 金融課
労働福祉課

082-513-3321
082-513-3410

広島県の主要労働経済指標

項目 年月	雇用情勢								物価の動き	
	有効求職者数 ①		有効求人数 ②		有効求人倍率 ②/①		完全失業率		消費者物価指数 17年：100	
	広島県	全 国	広島県	全 国	広島県	全 国	広島県	全 国	広島市	全 国
	人	千人	人	千人	倍	倍	%	%		
19年平均	47,642	2,094	56,842	2,180	1.19	1.04	3.3	3.8	100.3	100.3
20年平均	47,571	2,091	49,541	1,832	1.04	0.88	3.5	4.0	102.2	101.7
20年12月	47,199	2,080	42,183	1,570	0.84	0.73	—	4.1	102.8	101.3
21年1月	53,198	2,307	42,336	1,549	0.75	0.67		4.2	101.7	100.7
21年2月	58,170	2,486	40,809	1,511	0.67	0.59		4.6	101.1	100.4
資料出所	厚生労働省、 広島労働局								総務省、 県統計課	

注1) 有効求人倍率は季節調整値である。(年平均を除く。)

注2) 求人、求職関係は新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

注3) 広島県の完全失業率は、モデル推計値である。

毎月勤労統計調査地方調査結果(平成21年1月分：調査産業計、事業所規模5人以上)

項 目	広 島 県			全 国		
	実 数	指 数	対前年増減率 (%)	実 数	指 数	対前年増減率 (%)
現金給与総額(円)	270,817	82.3	△1.7	278,476	84.0	△1.3
(実質)	—	81.0	△2.3	—	83.3	△1.2
きまって支給する給与(円)	262,313	97.3	△0.3	265,182	98.1	△1.2
(実質)	—	95.8	△0.8	—	97.2	△1.2
所定内給与(円)	244,067	98.6	1.1	248,664	99.0	△0.1
所定外給与(円)	18,246	—	△16.2	16,518	—	△14.8
特別に支払われた給与(円)	8,504	—	△29.8	13,294	—	△3.8
総実労働時間(時間)	140.9	90.8	△0.2	137.0	90.8	△1.0
所定内労働時間(時間)	131.3	91.7	1.7	128.1	91.4	0.2
所定外労働時間(時間)	9.6	80.7	△19.9	8.9	84.0	△15.2
出勤日数(日)	18.1	—	※ △0.1	17.8	—	※ 0.0
常用労働者数(人)	966,996	100.3	0.2	44,968千	104.4	1.0
一般労働者(人)	736,668	99.1	0.7	33,137千	103.0	0.7
パートタイム労働者(人)	230,328	104.4	△1.0	11,831千	108.4	1.5
パートタイム労働者比率(%)	23.8	—	※ △0.3	26.31	—	※ 0.14
入職率(%)	1.05	—	※ △0.12	1.32	—	※ △0.10
離職率(%)	1.33	—	※ △0.25	1.81	—	※ 0.02

資料出所：県統計課、厚生労働省

注1) 指数は平成17年平均を100とする。

注2) ※は前年との差を示す。

注3) 実質賃金指数は、名目賃金指数を広島県分は広島市消費者物価指数で、全国分は全国消費者物価指数で除して算出している。

注4) 数値は、速報値である。

求人開拓員が地域の企業をお訪ねします

- ◆ 県では、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供のために造成した「広島県緊急雇用対策基金」を活用し、「新規求人開拓事業」を実施しています。

「新規求人開拓事業」では、県内の雇用情勢が非常に厳しい状況にある中、仕事を求めている方に求人情報を提供し、就業を支援するため、県の求人開拓員が県内企業を訪問し、求人情報の収集・掘り起こしを行います。

企業の皆様へ

求人開拓員が貴社を訪問します。ご協力をよろしくお願いします！

○企業開拓員は県内企業を訪問し、次の業務を行います。

- ・県内企業の求人情報の収集
- ・県の雇用対策事業の案内
- ・雇用の維持・拡大を図るための国の助成制度等の紹介
- ・ひろしまジョブサイトへの企業情報・求人情報の掲載依頼 など

○提供いただいた求人情報は…

- ・ひろしまジョブプラザでの公開（閲覧及び相談コーナーでの情報提供）
 - ・ひろしまジョブサイトへの掲載
- など、幅広く情報提供するほか…
- ・県が主催する就業支援事業（ミニ企業交流会や就職ガイダンスなど）への参加企業の募集にも活用します。

《新規求人開拓事業に関する問い合わせ先》

広島県商工労働局総務管理部 雇用人材確保課就業支援グループ まで

TEL (082) 513-3425 (ダイヤルイン)

《ひろしまジョブプラザのご案内》

「ひろしまジョブプラザ」では、全世代の就業や社会貢献活動、U・Iターン就職や企業の人材確保を支援します。

U・Iターン就職を すすめたい人は	U・Iターン無料就業紹介コーナーへ！	TEL.082-224-0122 電子メール: shigotokan@jobplaza.org	月～金 10:00～18:00 ※休日・年末年始を除く。
キャリアを活かして 働きたいシニア・ミドルは	シニア・ミドル相談コーナーへ！	TEL.082-224-0121 電子メール: shigotokan@jobplaza.org	月～金 10:00～18:00 土曜日 13:00～18:00 ※休日・年末年始を除く。
就職活動のアドバイスが 欲しい若者は	広島県若者就業サポートセンターへ！	TEL.082-224-0132 電子メール: shigotokan@wakamono.org	月～金 10:00～18:00 土曜日 13:00～18:00 ※休日・年末年始を除く。
人材を確保したい 中小企業の方は	中小企業人材確保相談コーナーへ！	TEL.082-224-0122 電子メール: shigotokan@jobplaza.org	月～金 10:00～18:00 ※休日・年末年始を除く。

- ◆ ひろしまジョブプラザへのアクセスは
広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル4階
広島電鉄「立町」電停より徒歩1分
電話 (082) 224-0121

